

事務連絡
平成23年6月28日

全国健康保険協会理事長 }
健康保険組合理事長 } 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除措置
に係る7月1日以降の取扱いの周知について

健康保険制度の円滑な実施については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の東日本大震災による被災者の方々については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付け保発0502第1号厚生労働省保険局長通知）、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保保発0502第1号厚生労働省保険局保険課長通知）等でお示ししているとおり、平成23年7月1日から医療機関の窓口で被保険者証及び一部負担金等免除証明書の提示が必要となります。

これまで、全国の医療機関に対して窓口への周知用ポスターを配布するなどして被災者の方々への周知を行っていますが、一層の周知が必要であるため、周知用のポスター及び周知文書案を作成しましたので、広報誌への掲載等、被保険者等に対する周知にご活用いただきますよう、特段のお取り計らいをお願いいたします。特に、免除証明書の申請等が間に合わず、免除証明書を窓口で提示できない場合でも、保険者に申請することで窓口負担の還付をすることになっておりますので、その旨を被災者の方々には丁寧にご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、今回の周知用のポスターについては、6月21日付けで医療機関に発送したものに「なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします」という文言を追加しています。

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

〈窓口負担が免除される方〉

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町	平成23年10月 1日
	南三陸町	平成23年 9月 1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

**◎ご加入の医療保険の保険者への
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。**

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

(別添)

文書案 1 (約 100 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。また、窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

文書案 2 (約 200 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。また、窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、申請すれば支払った窓口負担の還付を受けることができます。

文書案 3 (約 500 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

7月1日以降も免除証明書の提示が不要となるのは、岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・大槌町・山田町、宮城県女川町・南三陸町、福島県広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯舘村・田村市・南相馬市にお住まいで、これらの地域の市町村国保又は後期高齢者医療制度にご加入の方です。これらの地域の方について、いつから免除証明書の提示が必要となるかは、お住まいの市町村にご照会下さい。

窓口負担の免除の対象となる方は、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、申請すれば支払った窓口負担の還付を受けることができます。